

平成27年12月 定例教育委員会

平成27年12月17日(木)
午前10時
宮代町役場202会議室

1. 出席者確認

2. 開会の挨拶 教育委員長

3. 挨拶並びに概要説明 教育長

4. 開会の宣言 教育委員長
※資料の確認

5. 報告事項

(1) 平成27年12月宮代町議会定例会関係

ア 平成27年12月議会一般質問と答弁の概要について・・・P1

イ 平成27年12月議会議案及び採決一覧について・・・P3

(2) 学校教育関係

ア 1月の行事予定について・・・P5

イ 懲戒処分の内申について・・・別冊

(3) 生涯学習関係

ア 1月の事業予定について・・・P7

6. 審議事項

議案第30号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について・・・P9

議案第31号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について・・・P10

議案第32号

宮代町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について・・・P17

議案第33号

宮代町教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則を廃止する規則について・・・P21

議案第34号

宮代町教育委員会等公印規程等の一部を改正する訓令について・・・P24

議案第35号

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について・・・P27

7. その他

8. 次回教育委員会について

◎ 日 時 平成27年1月 日 () 午 時 分

◎ 会 場 宮代町

9. 前回会議録の承認並びに署名

10. 閉会宣言 教育委員長

5. 報告事項

(1) 平成27年12月宮代町議会定例会関係

ア 一般質問と答弁の概要について（答弁要旨は別冊資料を参照）

通告2号 伊草 弘之 議員

〔答弁者：教育長〕

1 教育委員会制度改正の対応について

- (1)教育委員会制度改正を町長部局と教育委員会とはどのように捉え、町長としては教育行政にどのように関与していく考えか。
- (2)総合教育会議のあり方について町長部局と教育委員会とはどのように認識し、その運営方法をどのように行っているか。
- (3)総合教育会議の事務局はどこが担当するのか。
- (4)「大綱」策定の時期及び策定に当たって町長の基本方針は。
- (5)制度改正後の教育委員会及びその委員の機能強化等が求められているが、そのための方策を検討しているか。

通告4号 田島 正徳 議員

〔答弁者：課長〕

1 宮代町の学校給食について

宮代町の学校給食は、安心・安全はもとより、地場産の食材を積極的に使用しているのが特長です。以下の点をうかがいます。

- (1)献立表の変更が多いという事が聞かれますが、何が原因で起きているのでしょうか。
- (2)変更により、子ども達への影響はあるのでしょうか。

通告8号 小河原 正 議員

〔答弁者：課長〕

6. 宮代町の小中学校の格差について

教育に必要な施設や図書や備品等の格差はないか。

3. 「生活困窮者自立支援法」の中の学習支援

子どもの貧困については、社会的支援が必要です。80%が大学、専門学校に進学する現在、児童福祉施設の子どもの進学率は20%未満、埼玉県では更に低く13.9%となっている。貧困がもたらす学習意欲の低下、学力の低下は深刻だ。子どもの進学については就職環境まで親の経済力で決まってしまうと言われている。生活困窮者自立支援法で困窮家庭の子どもへの学習支援を含む4事業は自治体の任意であるが、当町における学習支援の取り組みをうかがう。

4. 小中一貫教育の強みを活かせ

※時間切れ、中止

小中一貫教育の目的の一つ「つまづいたところ(時)を見つけ、そこまで戻って、丁寧に学習指導」というのは、きめ細かい指導を目指す宮代町教育の誇れる部分である。この強みを生かすために、これまでどんなことをやってきたか伺う。

1. 教育力の向上

宮代町では学力の低下が顕著になりました。そこで以下の点を伺います。

- (1)低下した原因は何か。
- (2)今後どのように立て直していくのか。その具体的方策。

イ 平成 27 年 12 月議会における議案及び採決結果一覧 (H27. 12. 9 採決)

※凡例 ◎全員賛成 ○賛成多数 ×賛成少数(否決)

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否
議 案 第 63 号	宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について	○	9 : 4
議 案 第 64 号	宮代町農業委員会の委員の定数に関する条例について	○	11 : 2
議 案 第 65 号	宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について	○	11 : 2
議 案 第 66 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	○	10 : 3
議 案 第 67 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	○	9 : 4
議 案 第 68 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	○	9 : 4
議 案 第 69 号	宮代町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	○	11 : 2
議 案 第 70 号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	◎	
議 案 第 71 号	町道路線の認定について (宮代 2 丁目地内)	◎	
議 案 第 72 号	町道路線の廃止について (字山崎地内)	◎	
議 案 第 73 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	◎	
議 案 第 74 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	◎	
議 案 第 75 号	指定管理者の指定について (ひまわりの家、すだちの家)	◎	
議 案 第 76 号	指定管理者の指定について (陽だまりサロン)	◎	
議 案 第 77 号	指定管理者の指定について (公設宮代福祉医療センター)	◎	
議 案 第 78 号	指定管理者の指定について (宮代町立図書館)	○	11 : 2
議 案 第 79 号	指定管理者の指定について (新しい村)	×	3 : 10

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否
議 案 第 80 号	平成 2 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 4 号）について ※「ことばの教室」開設経費	—	撤回
議 案 第 81 号	平成 2 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	◎	
議 案 第 82 号	平成 2 7 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	◎	
議 案 第 83 号	平成 2 7 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	◎	
議 案 第 84 号	平成 2 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 5 号）について ※「笠原小学校耐震補強設計」経費	—	撤回
議 案 第 85 号	平成 2 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）について ※第 4 号補正の「新しい村指定管理」を「新しい村業務委託」に変更の上、第 5 号の内容を追加して再提案	◎	

(2) 学校教育関係について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(金)	元日 冬季休業日7日まで	元日 冬季休業日7日まで
2日(土)		
3日(日)		
4日(月)		土曜授業振休(須)(前)
5日(火)		
6日(水)		
7日(木)	・運営委員会(百・東)	・企画委員会(前)
8日(金)	第3学期始業式 ・一斉下校(須・百・東・笠) ・運営委員会、生徒指導委員会(笠) ・宮代町学校経営セミナー<全3回>	第3学期始業式 ・進路検討委員会(須) ・避難訓練、職員会議(百・前) ・宮代町学校経営セミナー<全3回>
9日(土)		
10日(日)	宮代町成人式	宮代町成人式
11日(月)	成人の日	成人の日
12日(火)	給食開始 ・学力向上週間(須) ・学力向上パワーアップ週間(百)~18日 ・発育測定(全小学校) <この週に全学年実施する>	給食開始 3年生三者面談(須)~14日まで
13日(水)	・防災週間(笠)~15日まで	・PTAあいさつ運動(百) ・スキー打ち合わせ(前)
14日(木)	・運営委員会(須) ・避難訓練<地震・火災>(百)(東)	・企画委員会、研修推進委員会(須)
15日(金)	第3回就学支援委員会 ・宮代特別支援学級との交流4年生(百)	第3回就学支援委員会
16日(土)	町内小中学校美術展覧会(進修館)1日目	
17日(日)	町内小中学校美術展覧会(進修館)2日目	
18日(月)	コミ協あいさつ運動	・職員会議(須)

日付	小 学 校	中 学 校
18 日 (月)	・職員会議 (全小学校)	
19 日 (火)	・社会科見学5年<富士重工> (須)	・町委嘱百間中学校研究発表会 (百) ・スキー教室 1年 (前) ~ 21日まで
20 日 (水)	・クラブ見学3年生 (須)	・スキー教室事前打合 (須) ・PTAあいさつ運動 (百)
21 日 (木)		
22 日 (金)	・教育相談日 (須)	3年生私立高校受験集中日
23 日 (土)	町内書初め展覧会<百間小>1日目	
24 日 (日)	町内書初め展覧会<百間小>2日目	・冬季自然体験学習 (須) (百) ~26日まで
25 日 (月)	・標準学力調査、縦割り清掃 (百) ・東小、笠小合同研修会 (東) (笠)	
26 日 (火)		・2年生東京班別行動 (百)
27 日 (水)	・クラブ見学3年 (須)	・1年生振替休日 (須) (百)
28 日 (木)	・生活科実践発表会 (須) ・生徒指導委員会・特別支援委員会 (東) (百)	
29 日 (金)	・6年生社会科見学<国会議事堂> (笠)	
30 日 (土)		
31 日 (日)		

(3) 生涯学習関係

ア. 1月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
9日(土) 7:10 ～ 10日(日) 19:10	<p>第41回年少者スキー教室</p> <p>■宮代町スキー連盟所属のSAJ公認指導員の指導のもと、雪に親しみ、楽しみながらスキー技術をマスターし、町内4つの小学校の児童と一緒に集団生活を体験する。</p> <p>●対象 小学4～6年生(参加費17,000円)</p>	日光湯元スキー場
9日(土)～ 3月6日(日)	<p>巡回展「地面の下をのぞいてみよう～埼玉の地下に潜む自然誌～」</p> <p>■①地面の下の環境や生きもの・・・ダンボール製のトンネルをくぐりながら、地面の下に生息する生物のパネルや展示物を見てもらう。</p> <p>②土とは何か・・・地形や環境などの違いからわかる、さまざまな土の特徴などについて紹介する。</p> <p>※11月15日まで県立川の博物館で開催している同名の展示を、東部地区の特徴をピックアップする形で計画</p>	郷土資料館 特別展示室
10日(日) 13:00～16:00	<p>成人式</p> <p>■新成人の祝福と町に対する理解を深め大人として自覚を促す機会として実施する。企画・運営は新成人による実行委員会が担当する。</p> <p>●対象者 平成7年4月2日～平成8年4月1日生</p>	進修館 大ホール
16日(土) 14:00～16:00	<p>スポーツフィールド(第8回/全10回)</p> <p>■運動実施率が低い30～40才代を主な対象とし、一人でも参加しても楽しく運動できる機会を提供する。</p> <p>●内容：さいかつボール</p> <p>●対象：小学生以上</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
17日(日) 9:00～15:00	<p>彩の国21世紀郷土かるた宮代大会</p> <p>■郷土埼玉が育てた人物や美しい自然・文化や産物を心に描きながらカルタを楽しむ。個人戦及び団体戦</p> <p>●対象 小学4～6年生</p> <p>*上位4位までの入賞者は埼玉北大会や県大会の出場権</p>	進修館 大ホール

<p>29日（金） 13:30～16:00</p>	<p>平成27年度宮代町人権問題研修会</p> <p>■人権問題に対する正しい理解と認識を深め、教育・啓発活動に活かしていくことで差別解消・人権意識の高揚を図ることなどを目的として実施する。</p> <p>●内容：ビデオ視聴、研修会</p> <p>●対象：町職員、教職員、町人権推進協議会委員、町内に事務所を置く6業士・企業等</p>	<p>進修館 小ホール *町と教育委員会 の共同事業</p>
-------------------------------	--	--

6. 審議事項

議案第30号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第7条の規定に基づく調整区域就学希望の承認について、同規則第8条の規定により議決を求める。

平成27年12月17日 提出

宮代町教育委員会
教育長 吉 羽 秀 男

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

議案第31号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第10条の規定に基づく通学区域外居住者の就学承認について、同規則第11条の規定により議決を求める。

平成27年12月17日 提出

宮代町教育委員会

教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成23年12月15日

教委規則第8号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成14年宮代町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次 第1章 総則 第2章 調整区域制度 第3章 自由選択制度

第4章 転学 第5章 雑則 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第4号の規定により、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、別表第1に定めるところとする。

(学校の指定)

第3条 教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

(通学方法)

第4条 通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

2 通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

(受入れ人数の決定及び公表)

第5条 各学校の受入れ人数は、小学校第1学年の全学級が35人、中学校第1学年の全学級が40人を満たすまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

第2章 調整区域制度

(調整区域)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第2に定める。

(選択校の申請)

第7条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(選択校の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

第3章 自由選択制度

(自由選択制)

第9条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第1学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

(自由選択校の申請)

第10条 学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(自由選択校の決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認（不承認）通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(抽選)

第12条 教育委員会は、第10条に基づく申請が、第5条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

(補欠員の登録)

第13条 教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

2 前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

(補欠員の就学変更)

第14条 教育委員会は、前条第2項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠順上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

第4章 転学

(転学の申請)

第15条 学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(転学の決定等)

第16条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認(不承認)通知書(様式第7号)により保護者に通知するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西条原、大字東条原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、字中島、字道仏、大字須賀のうち【1693～1697、1700、1701、1704、1705、1709～1726、1872～1887番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東条原のうち【830～1015番地】、大字須賀のうち【1、41、45～48、58、85、110、127～173、175～230、291～311、472～478、1501番地】

別表第2（第6条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東198～214、218、339～450、733～737、740～745、911、921～924、931～1013
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀546、552～583、641～693、964～1019、1099～1110、1121～1123、1629～1639、1727～1760、1766～1803、1810～1811、1892～1938、1973～1991、 大字東条原775、777～784、794、798～800 〔B区域東小学校区より〕 字道仏、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井

議案第32号

宮代町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について
宮代町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成27年12月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の改正に伴う関係条例の改正が12月定例町議会において可決されたため、関係規則の改正を行うものである。

宮代町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教委規則第 号

宮代町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(傍聴人規則の一部改正)

第1条 傍聴人規則(昭和30年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

(宮代町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 宮代町教育委員会事務局組織規則(平成6年宮代町教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第5条第4項中「第19条第3項」を「第18条第3項」に改める。

第6条の見出し中「教育長職務代理」の次に「に係る職務の委任又は臨時代理」を加え、同条中「第20条第2項」を「第13条第2項」に改め、「職務代理者」の次に「が、事務局の事務の統括及び所属職員の指揮監督に関し、法第25条第4項の規定に基づき事務局職員に委任し又は臨時に代理させる場合」を、「職にある者」の次に「に代理させるもの」を加える。

(宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第3条 宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成7年宮代町教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条1項」を「第25条第1項」に改める。

(宮代町教育委員会会議規則の一部改正)

第4条 宮代町教育委員会会議規則(平成10年宮代町教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条—第16条」を「第1条—第15条」に、「第17条—第19条」を「第16条—第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。

第2条第3項中「委員長」を「教育長」に、「委員2人以上の者」を「委員定数の3分の1以上の委員」に改める。

第3条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に改める。

第7条を削る。

第8条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第14条中同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「教育長の推薦に基づき、」を削り、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第16条とする。

第18条第1項第10号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第19条とする。

(宮代町教育委員会公告式規則の一部改正)

第5条 宮代町教育委員会公告式規則（平成11年宮代町教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、条例の施行のための規則、条例の委任に基づく規則又は条例とともに公布すべき規則については、この限りでない。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

(宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第6条 宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成23年宮代町教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第23条第4号の規定により」を「宮代町小・中学校管理規則（平成23年宮代町教育規則第23号）第16条の規定に基づき」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 33 号

宮代町教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則を廃止する規則について
宮代町教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 12 月 17 日提出

宮代町教育委員会
教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

平成 27 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の改正に伴う関係条例の改正が 12 月定例町議会において可決されたため、関係規則の廃止を行うものである。

宮代町教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教委規則第 号

宮代町教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則を廃止する規則

宮代町教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則（平成25年宮代町教委規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第34号

宮代町教育委員会等公印規程等の一部を改正する訓令について
宮代町教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

平成27年12月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の改正に伴う関係条例の改正が12月定例町議会において可決されたため、関係規程の改正を行うものである。

宮代町教育委員会等公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教委訓令第 号

宮代町教育委員会等公印規程等の一部を改正する訓令
(宮代町教育委員会等公印規程の一部改正)

第1条 宮代町教育委員会等公印規程(昭和62年宮代町教委規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

宮代町教育委員会委員長印	埼玉県南埼玉郡宮代町教育委員会委員長印	方 2 1	教育委員 長名をも って発す る文書	教育長の 指定する 者
--------------	---------------------	-------	-----------------------------	-------------------

及び

宮代町教育委員会委員長職務代理者印	埼玉県南埼玉郡宮代町教育委員会委員長職務代理者印	方 2 1	教育委員 会委員長 職務代理 者名をも って発す る文書	教育長の 指定する 者
-------------------	--------------------------	-------	---	-------------------

の部を削る。

(教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領の一部改正)

第2条 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領(平成25年宮代町教委訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

議案第35号

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則につき議決を求めること
について

別紙のとおり宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正することについて議決
を求める。

平成27年12月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

宮代町立図書館の研修室等の利用申請書の提出期間について、利用者の利便性
の向上を図るため、この案を提出するものである。

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

宮代町立図書館管理運営規則（平成5年宮代町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「、ホール」を削り、「2月前」を「3月前」に、「、展示ホールは」を「、ホール及び展示ホールは、」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。